

訴 状

2013年8月16日

大阪地方裁判所 御中

原告 大阪市民 14名 別紙

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

被 告 大阪市長 橋下 徹

訴訟物の価格 算定不能

違法公金支出返還等請求事件

請求の趣旨

1. 被告大阪市長は、相手方A、相手方B、相手方Cに対して、本件震災がれき広域処理に関して、諸費用を復興資金枠から支出するのではなく、関与自治体が按分して、大阪市の処理費用を支出するように請求せよ。
2. 被告大阪市長は、相手方B、相手方Cが、上記請求に応じない時には、大阪府から支給された納入費用を、大阪府に返還するように相手方Aに請求せよ。
3. 被告大阪市長は、相手方Aに対して、本件震災がれき広域処理に関して、大阪市が負担した処理費用分の損害額の金員（本件判決の時から支払い済みまで年5分の割合による金員）を賠償するよう請求せよ。
4. 訴訟費用は被告の負担とする。との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

1. 原告らは大阪市の住民である。
2. 被告は大阪市長である。
3. 原告らが被告に対し、損害賠償請求、賠償命令を求める。

相手方は下記のものである。

- (1) 相手方A
平成24年度大阪市長
- (2) 相手方B
平成24年度大阪府知事
- (3) 相手方C
平成24年度岩手県知事

第2 違法契約に基づく震災がれきの広域処理事業

1) 公金支出

- (1) 県内の被災自治体の震災がれき処理の事務委託を受けていた岩手県は、大阪府と処理業務委託契約(甲第1号証)を行い、大阪市はその大阪府が契約した震災がれきの焼却を舞洲工場で行い、焼却灰の埋め立てを北港処分場で行う契約を大阪府と結んだ。
(甲第2号証)
契約はこれら平成24年度分のほか、平成25年度分としても契約を締結している。
(甲第3号証)(甲第4号証)
- (2) 大阪市は、この契約に基づき震災がれきを焼却し、排出された焼却灰の運搬を今里衛生協同組合に業務委託(甲第5号証)し、その焼却灰の埋め立てをショベル工業株式会社に業務委託(甲第6号証)し、処理量に基づき委託料を支払った。
- (3) 平成24年度分の処理量が、当初の6,100トンから5,550トンに縮小されたことで、大阪府と大阪市の間で平成25年3月29日に契約変更が行われ、業務委託料は8606万8104円に変更されている。
- (4) また平成25年度分については、当初30,000トンと見積もられていた処理量が約10,000トンに縮小され、契約当初の平成26年3月までの処理期限も平成25年9月中旬に変更されたことが、平成25年7月17日に発表された。
処理完了後に契約の変更が行われる予定だが、現時点では業務委託料は確定されていない。

2) 公金支出の違法性

(1) 概要

大阪市は、岩手県と大阪府と共に基本合意書(甲第7号証)を結び、岩手県から震災がれきを受け入れた。大阪府が岩手県と契約締結(甲第2号証)したのは平成24年11月13日であり、大阪市が受け入れを開始したのは、平成25年2月1日であった。

震災がれきは、被災地の一般廃棄物であり、その処理による安全性が担保されていれば、まず被災自治体での処理が優先されることが法令上の定めであった。被災市町村での処理を優先し、そのためにかかる費用は、国から交付金として被災市町村に支給された。被災市町村が処理できないものについては、被災県に委託し、被災県が処理できない場合には、初めて全国の自治体に広域処理をお願いするという事になった。

ていた。被災県内での処理の場合も広域処理の場合も、とりあえずは被災市町村に交付金が振り込まれ、そこから県や他の自治体に支給されるという仕組みになっていた。

震災がれきの広域処理費用を大阪府の場合で見ると、岩手県から大阪市の舞洲工場までの運搬費が全体の半分以上を占め、広域処理が如何に多くの公金を使うことになるかを示していた。その点からも広域処理の必要性については、岩手県や受け入れ自治体が十分検証する必要がある。

しかし、岩手県が大阪に運んでまで処理をしなければならない必要性は、岩手県からも大阪府と大阪市からも、正確に明らかにされることはなかった。しかし、被災自治体での処理可能量等の実態で判断すれば、広域処理が必要のない事業であることは明白な事実である。

実際、震災がれきの広域処理については、平成25年度を迎えるにあたって、宮城県、岩手県とも、平成24年末（11月）に再調査を行い、平成24年末から平成25年1月にかけて、宮城県だけでなく岩手県においても終息することが次々と発表された。

宮城県発は、残っていた東京都、北九州市、茨城県など、すべて平成24年度末（平成25年3月31日）で終了することが、1月10日に発表された。（甲第8号証）

岩手県の場合も、その11月の調査の結果、埼玉県が受け入れる震災がれきの量について、2ヶ月前の9月の契約時点の11,300トンから約10分の1の1,149トンにまで減ったため、受け入れ期間を1年前倒しにして、平成24年12月25日には終息した。（甲第9号証）

静岡県の場合も、その調査の結果、処理する必要量が契約時の23,500トンから約7分の1の3,500トンになり、平成24年度末（平成25年3月31日）で終息することが平成25年1月22日には発表された。（甲第10号証）

その再調査の、大阪府や富山県、秋田県に運ばれる分の調査結果については、岩手県から実態が報告されないまま、環境省の「工程表」（平成25年1月25日）の発表では、広域処理は従来通り必要とされ、大阪府市には平成25年2月1日から、富山県には4月26日から震災がれきが持ち込まれることになり、秋田県にも平成25年度も引き続き広域処理が継続されることになった。

しかし、これら各府県への持ち込みは、次々と中止され終息することになった。秋田市は平成25年4月に終了することになり、富山県は7月末で、大阪府市も契約上は平成26年3月31日となっていたのが、平成25年9月中旬には終了すると平成25年7月17日に発表された。（甲第11号証）

このように平成25年度も引き続き震災がれきの受け入れを行うとしていた大阪府、富山県、秋田県は、再々調査や再々再調査の結果、受け入れ量が大幅に縮小され、広域処理がことごとく必要ないことがわかった。

しかし普通に考えれば、調査を専門的な事業とする民間業者が、何度も測定し、その調査のたびにがれきの量が半減したり、何分の1になるというのはありえないことである。昨年の再調査の時点で、今回の事実は分かっている、その事実に目をつぶり、必要のない広域処理、違法な広域処理を進めてきたことは明らかである。

(2) 再々委託の禁止を破った震災がれきの受け入れ契約

しかも今回の場合、大阪市は岩手県の震災がれきの受け入れにあたって、大阪府を岩手県との契約上の窓口として委託契約を結んできた事実がある。岩手県は、同県内の被災市町村から処理できない分の事務委託を受け、それを大阪府に処理委託し、大阪府は大阪市に再委託し、大阪市は焼却灰の運搬や処分を民間業者に再々委託している。これらは、震災がれきの処理で環境省が定めた再々委託を禁止する施行令にも違反していた。廃棄物処理法では再委託は禁止されている（廃棄物処理法施行令4条の3号）が、今回の震災廃棄物の場合は、政令（H23、政令第215号）に基づき再委託が認められてはいたが、それでも再々委託は禁止されていた。

その他の都府県は、処理委託の関係で、再々委託になる場合は、受け入れ自治体（市町村や一部事務組合）が直接岩手県と震災がれきの受け入れ事業契約を結んでいる。

大阪市の場合は、大阪府が岩手県と震災がれきの受け入れ契約を結び、大阪府も大阪市の舞洲工場までの震災がれきの運搬を担い、その上で処理を大阪府から大阪市に再委託している。そのため、大阪市が処理した震災がれきの焼却灰の処理を民間業者に委託すれば、それは禁止されている再々委託になる。

通常、自治体が廃棄物の処理を委託する場合、再委託は禁止されている。それは、間に業者や自治体が入れば、当然マージンや裏での手数料などが発生し、自治体は最少の経費で最大の効率を考えて処理しなければならないという自治法に違反することになるからだ。

富山県が行ったように、岩手県から受け入れ自治体の処理施設までは、岩手県が運ぶという契約にしておけば、県が直接契約に介在することはない。

岩手県と受け入れ自治体である大阪市が直接に受託契約を結べば、岩手県は大阪市の委託することになり、大阪市が焼却灰の処理を民間業者に委託する分は再委託となり、法令上も違反せず進めることができたはずである。

こうした法令違反を回避するやり方があったにもかかわらず、敢て違法な手続きをとったところに、今回の震災がれきの受け入れにあたっての問題がある。

(3) 手続きの具体的な流れ

平成24年8月3日、岩手県と大阪府及び大阪市は、被災地である岩手県の早期復旧に必要な被災地の廃棄物の処理を、安全性を確保し相互に協力して実施するための基本的な事項について基本合意書（甲第7号証）を結んだ。

平成24年11月13日、大阪府は岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書（甲第1号証）を「委託業務名：災害廃棄物処理業務（宮古地区）」「委託期間：平成24年11月13日から平成25年3月31日まで」「委託料2億8525万792円（税込）」を締結した。

なお同契約書（別紙）には、委託料の内訳が記載され、運搬費は1億4510万3458円となっている。

この契約第2条において、必要な業務について「再委託」を行う旨を記載し、再委

託先として、次のように明示した。

「一 運搬事業者 災害廃棄物の藤原埠頭から大阪市環境局舞洲工場までの間の運搬」

「二 大阪市 災害廃棄物の焼却処理及びその焼却灰の埋め立て処分」

平成24年11月22日、大阪府と大阪市は、大阪府が岩手県から受託した一般廃棄物の処理業務に関して契約を締結し、第3条において、大阪市が廃棄物を「舞洲工場」で焼却し、その焼却灰を北港処分地に運搬し、埋め立てする。」こと、第4条でその契約期間は、「契約日から平成25年3月31日までの間とする」このほか処理委託する廃棄物は「木くずを中心とした可燃物」とし、その計画数量は、「6,100トン」とすること、業務委託料を「9462万3698円」とすることなどを契約した。(甲第2号証)

また大阪府市は、平成25年度分についても予算を組み、契約と受け入れの準備を行い、平成25年4月1日、大阪府は岩手県と災害廃棄物処理業務委託契約書(甲第3号証)を「委託業務名:災害廃棄物処理業務(宮古地区)(大阪市処理業務分)」「委託期間:平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」「委託料12億7675万2050円(税込)」を締結した。「災害廃棄物の種類と数量」は、「木くずを中心とした可燃物」を「30,000トン」とした。

平成25年4月1日、大阪府と大阪市は、大阪府が岩手県から受託した一般廃棄物の処理業務に関して契約書「廃棄物処理業務契約書」(甲第4号証)を締結し、大阪府は、岩手県から舞洲工場まで運搬し、大阪市は舞洲工場で焼却したあと焼却灰を北港処分地に運搬し、埋め立てすることを契約した。

ここでも大阪市が委託する(大阪府からいうと再委託)業者名について、別紙2に記載がある。

要するに、岩手県宮古地区(宮古市、岩泉町、田野畑村)の3市町村で発生した災害廃棄物(=一般廃棄物)について、廃棄物処理法上は、3市町村が処理する責任がある。そのため、当該市町村が処理した上で、処理できない分を岩手県に委託(事務委託)し、岩手県は大阪府にその廃棄物の処理と大阪市にある舞洲工場までの運搬を「委託」し、大阪府は大阪市に舞洲工場での焼却処理と北港処分場での埋め立て処分を「再委託」した。この契約の下に、大阪府と大阪市は、岩手県宮古地区の震災がれきを、平成25年2月から現在にかけて処理を行っている。

3) 相手方の責任

(1) 違法な震災がれきの受け入れには、交付金は支給されない

大阪府市の震災がれきの広域処理に関連した上述の内容が事実であれば、国からの交付金(=補助金)が支給される流れが、途中で途絶えることになる。

震災がれきの処理費は、大阪市が民間委託業者に支払い、大阪府がその費用と焼却処理費用等を大阪市へ支払い、そして岩手県からの大阪府への支払いが行われ、被災自治体から岩手県へのその分の支払いが行われ、そして国から被災自治体への支払い

という順序で処理費用の清算が進んでいく。その際、補助金適正化法に基づき、国からの交付金（＝補助金）の支給が検証されることになる。

しかし、今回の大阪市の震災がれきの受け入れは、広域化の必要が無く、また手続き的にも再々委託を含む違法な処理であるから、国からの補助金は法令上支給してはいけない。適正な手続き処理が行われた時には、補助金は支払われなくなる。その結果、被災自治体への国からの交付金が途絶えれば、今回の震災がれきの広域処理に関与した岩手県と大阪府、そして大阪市長が、その分を責任に応じて按分して負担することになる。

したがって被告大阪市長は、今回の震災がれきの広域処理が必要ななかったにもかかわらず押し進めてきた点を認め、このまま復興資金枠での交付金を使うことは法令に違反することを考え、その旨を契約当事者である大阪府知事と岩手県知事に伝え、復興資金枠を使わず自己責任で費用負担をするように、大阪府知事と岩手県知事に請求すべきである。

そして、大阪府知事と岩手県知事がその請求に応じなければ、大阪府から大阪市長に支給された納入費用を大阪府に返還するように、被告大阪市長に求めるべきである。

（２） 各首長の賠償責任

このような結果、今回の震災がれきの広域処理において、被災市町村から支払われる契約金額の分が、大阪市長において会計上の欠損＝損害が生じることになる。その欠損額は、今回の震災がれきの広域処理を進めるにあたって関係する首長が、どのように関与していたかを考えて按分することになる。それが按分にあたっての最大の判断材料になると考える。

岩手県知事は、必要もないのに必要だという情報を発し続けた責任。また独自に震災がれき量を再調査（２０１２年１１月）していながら、再調査結果を発表せず、環境省から示された「環境省案」に従い、独自の見解を出すことを怠った。

大阪府知事や大阪市長は、客観状況から広域処理が必要ではないという情報が溢れるように示されている中で、震災がれきの受け入れに手を挙げ、手を下ろせなくなった事情を抱え、「岩手県が必要だと言っている」と岩手県に責任を投げやった責任。

この手を下ろせなくなった事情には、堺市の焼却炉建設・改修にあたって、通常枠の循環型社会形成推進交付金ではなく、復興資金枠での交付金を使ってしまったという大阪府の事情なども含むと考えられる。（甲第１２号証）

そして、この按分によって予定していた金額が入金されない事態の最終責任は、自治体が持つべきものではなく、今回の震災がれきの広域処理を進め、受け入れた自治体の長の責任に負うところが大きいと考える。

大阪市長に本来なら入る契約金の欠損分は、民間２業者に支払った震災がれきの焼却灰の運搬費用と埋め立て処分費用の額（今後支払う予定も含む）と、舞洲工場での焼却処理費用等の合計金額となる。

これは、大阪市長の責任で損害賠償すべきものとして考える。

第3 監査請求

原告らは、平成25年1月18日に上記違法な公金の支出に対し、大阪市監査委員に対し、地方自治法242条第1項に基づく住民監査請求を行った。同監査委員は平成25年3月11日に却下する旨の通知(甲第13号証)を行った。これに対して補正命令すら出さず却下するのは違法であると、再度の住民監査請求を平成25年3月28日に行ったところ、これに対しても平成25年5月1日付で同監査委員は却下の通知(甲第14号証)を行った。更に同じ内容で再々度の住民監査請求を平成5月30日に行ったが、これに対しても同監査委員は平成25年7月18日付で却下の通知(甲第15号証)を行った。

第4 結論

よって上記のとおり、被告大阪市長は、相手方A、B、Cに、互いに按分して各自治体の自己責任によって震災がれきの広域処理費用を支払うように、地方自治法第2条第15項によって求め、さらに相手方Aについては、地方自治法243条の二に基づき、支出負担行為、今回の契約の責任者として、大阪市が負担する分の全金額を賠償するように命令することを求めるものである。

書証一欄

- 甲第 1号証：災害廃棄物処理業務委託契約書(岩手県と大阪府)
- 甲第 2号証：廃棄物処理業務委託契約書(大阪府と大阪市)
- 甲第 3号証：災害廃棄物処理業務委託契約書(岩手県と大阪府) H25度分
- 甲第 4号証：廃棄物処理業務委託契約書(大阪府と大阪市) H25度分
- 甲第 5号証：業務委託契約書 今里衛生協同組合(平成24年11月15日)
- 甲第 6号証：契約変更承諾書 ショベル工業株式会社(平成24年11月20日)
- 甲第 7号証：東日本大災害により発生した被災地の廃棄物処理に関する基本合意書
- 甲第 8号証：「可燃物廃棄物(焼却)の広域処理の見通しについて」宮城県HP
- 甲第 9号証：「岩手県野田村からのがれき終了」埼玉県HP
- 甲第10号証：静岡県 がれき広域処理完了へ(静岡新聞)
- 甲第11号証：「災害廃棄物の広域処理の今後の見通しについて」大阪市HP
- 甲第12号証：「がれき検討」だけで244億円(読売新聞)
- 甲第13号証：住民監査請求について(却下)通知(H25年3月11日)
- 甲第14号証：住民監査請求について(却下)通知(H25年5月1日)
- 甲第15号証：住民監査請求について(却下)通知(H25年7月18日)

原告

住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印
住所	
氏名	印